

指摘の概要	措置内容	措置状況
6 行財政局行政監察部監察室 (1) 職場への啓発について ① 新たな専決調達事務処理について 不祥事の再発につなげないためにも事務処理手順の意味づけの浸透に引き続き注力し、ルールの遵守を徹底されたい。	新たな専決調達事務処理について、事務処理手順をまとめたマニュアル（概要版）を策定するとともに、階層別研修や実務研修により、事務手順や留意事項の周知徹底を図った。 今後も引き続き、職員に対して再発防止の意義や手順についてあらゆる機会を通じて周知徹底していく。	措置済
② 契約その他の支出負担行為に関する取扱いについて これらのルールの意味づけと具体的な運用の浸透に取り組まれない。 イ 助成金等の支出負担行為 事業助成金等の支出負担行為は、「財務会計事務の手引」には「支出負担行為は（中略）補助金の交付の決定のような公法上の債務を負担する行政行為（中略）がこれにあたる」（4.1・2・(1)イ支出負担行為）とある。しかしながらこれは、助成金等は契約と異なり申請後速やかに支出される考え方で示したものとされている。 申請を受けて助成金の交付決定は行うが、その後助成事業が実施され、支出は事業実績報告を確認してから行う事例は少なくない。このため、助成金の要綱によって支出負担行為の時期が異なっている事例があった。	事業助成金等の交付に伴う事務については、補助金等の申請から精算に至るまでの統一的、原則的な手続きを定めた神戸市補助金等の交付に関する規則を制定し、平成27年4月1日に施行した。 あわせて、規則の考え方や運用に関する手引きを作成し、本市における補助金等の支出負担行為の時期を明確化するとともに、申請から交付決定、精算に至る事務フローや各要綱等の標準様式、出納整理期間中の補助金等の精算に関する留意事項等をまとめている。今後、本規則に基づく補助金等の適正な事務執行に向けて、取組を進めていく。	措置済

平成24年度財務定期監査（第2期）の結果に基づき講じた措置等（行財政局行政監察部）

指摘の概要	措置内容	措置状況
③ 物品管理事務について ア 物品管理簿 事務処理手順の意味づけの浸透に引き続き注力し、ルール of 遵守を徹底されたい。	「神戸市経理適正化外部検証委員会報告書」の提言に基づき、平成24年度に物品管理ルールを一部見直すとともに、財務会計システムを活用した備品管理について、25年2月から運用を開始した。 また、ルールや事務手順に向けて実務担当者向けの研修を実施するなど、ルールの周知徹底を図った。 今後も引き続き、ルールの定着化を図り、様々な機会を通じて職員への周知徹底に努めていく。	措置済